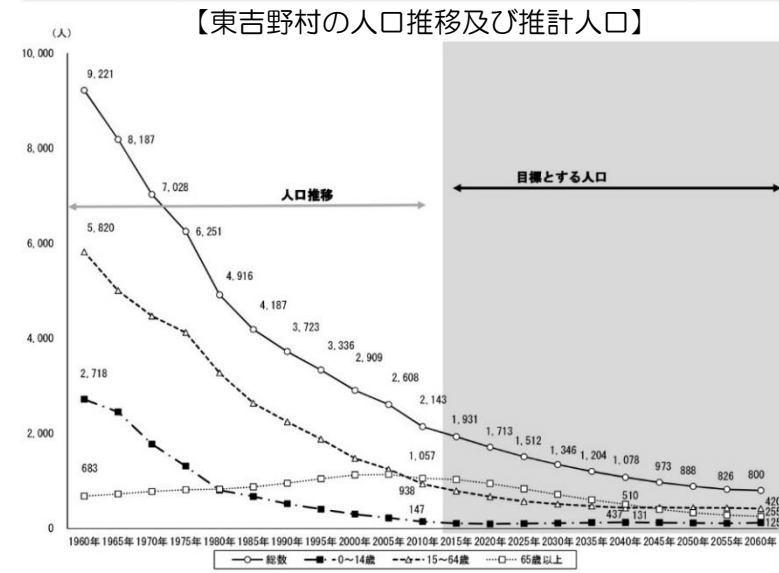


東吉野村公共施設等総合管理計画 概要版

- 計画の目的： 公共施設等の現況把握及び公共施設等の管理の基本方針の明確化を目的として「東吉野村公共施設等総合管理計画」を策定します。
- 計画の位置づけ： 「東吉野村第3次基本構想」・「東吉野村人口ビジョン東吉野村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、公共施設等の取組みに対して横断的な指針を提示するものです。個別の公共施設等の計画については、本計画を踏まえた個別計画と位置づけます。
- 計画期間： 平成29年度から平成48年度までの20年間

1. 東吉野村の現状

人口減少と少子高齢化の進行

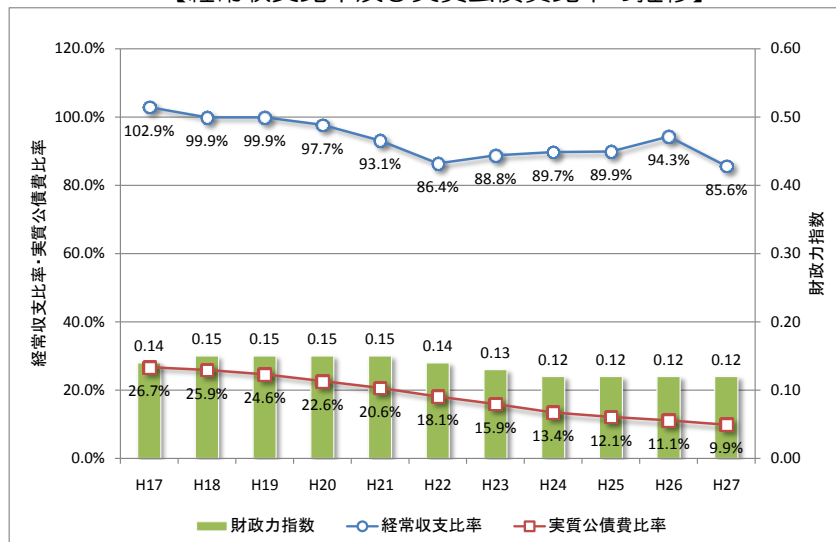


本村の人口は、平成22年の国勢調査では2,143人、平成27年の国勢調査では1,745人でしたが、東吉野村人口ビジョンでは、平成72年(2060年)の総人口が800人まで減少することが見込まれています。

また、全国的な傾向と同様に少子高齢化が一層進むと予測されており、平成22年には938人だった生産年齢人口は平成72年(2060年)には255人にまで減少することが見込まれています。

厳しい財政状況

【経常収支比率及び実質公債費比率の推移】



本村の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は平成27年度には85.6%と、前年度と比べ減少へと転じたものの、依然として財政構造の弾力性は非常に低い状況にあると言えます。

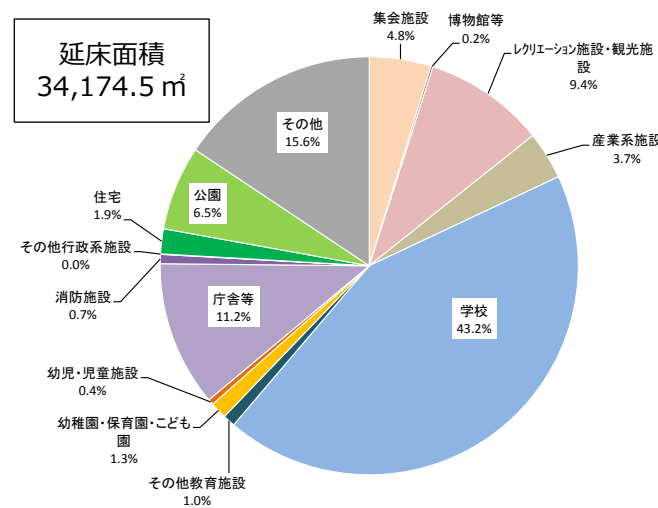
また、財政力指数は平成21年度以降減少が続いており、平成27年度には0.12と財政に余裕がない状況が続いており、今後必要とされる公共施設等の適切な維持・改修が困難な状況にあると想定されます。

2. 公共施設等の現状及び将来の見通し

公共施設等の保有量

本村が管理所有する公共建築物の延床面積は34,174.5㎡です。本村が保有するインフラ資産は、道路(道路、トンネル)、橋りょう、水道施設(簡易水道施設、飲料水供給施設、水道管路)となっています。

【公共建築物の延床面積】



【インフラ資産の保有量】

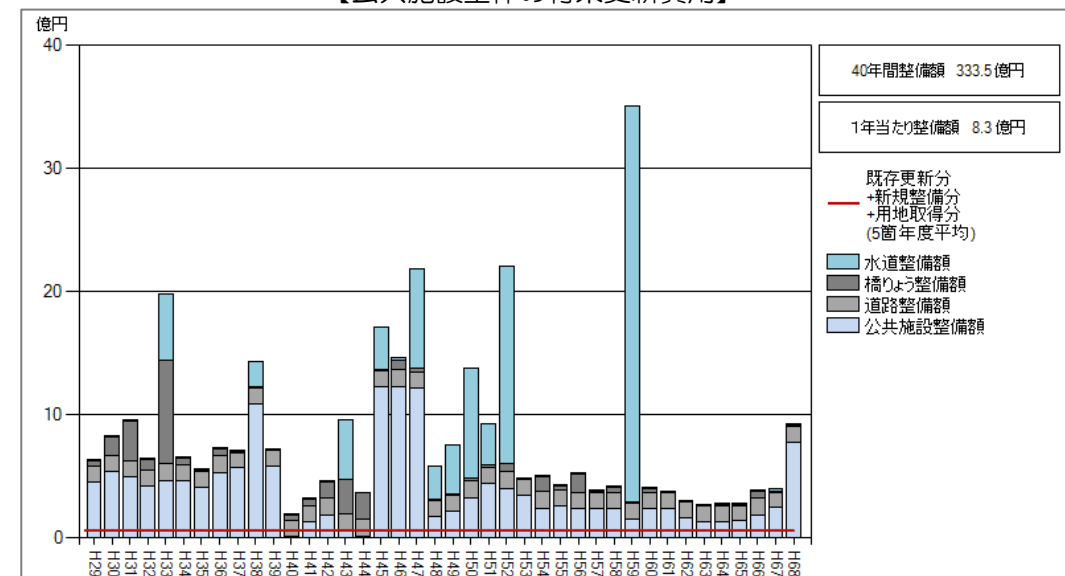
中分類	数量	
道路	実延長	137,283.9m
	道路部面積	421,429.95㎡
トンネル	実延長	110.4m
	道路部面積	684.48㎡
橋りょう	箇所数	231箇所
	実延長	2,478.2m
簡易水道施設、飲料水供給施設	数量	25棟
	延床面積	613.55㎡
管路	延長	92,233m

公共施設等の将来の更新費用の増大

総務省の公共施設等更新費用試算ソフトに基づき、現在本村が保有する公共施設等を耐用年数経過後に、現在と同じ量(面積、延長)で更新すると仮定し、将来の更新費用を試算しました。

現在保有している公共施設等を全てそのまま保有し続けた場合の必要コストを試算したところ、40年間で約333.5億円、年平均約8.3億円となり、これまでにかけた投資的経費の更新費用の年平均と比較して約13.8倍となります。

【公共施設全体の将来更新費用】



3. 公共施設等の管理に関する基本的な方針

1. 現状や課題に関する基本認識

本村では、今後、少子高齢化が進行するとともに、人口も大幅に減少し、2060年には800人まで減少すると見込まれています。人口減少に伴い、生産年齢人口が減少することで、税収の減少が予想されるとともに、高齢者人口の増加に伴い、扶助費等のさらなる増加も考えられます。

また、これらの将来の人口推計や、住民ニーズが変化していくことを踏まえて、利用者が減少し、使用頻度の低下した施設や、住民ニーズに対応した公共サービスのあり方を見直していくことが必要です。そして、施設の利用需要の変化に応じて、公共施設等の最適な量や配置を実現することが望まれます。

一方、今後、多くの公共施設等が更新時期を向かえ、改修費用の大幅な増加が見込まれています。そのため、厳しい財政状況の中、本村の特色を活かしたまちづくりを目指し、計画的な予防策を講じることによる公共施設等の長寿命化や老朽化した施設の改修・更新、公共施設等の改修・更新の効率化や時期の分散化等による財政負担の平準化、人口減少や人口構造の変化、住民のニーズをもとに必要な公共施設等の保有量を検討した上で、施設の統合や廃止等を計画的かつ効率的に推進することが求められます。

2. 基本的な考え方

本村の将来の更新費用が明らかになり、将来の財政運営・施設運営を行っていく上での課題が浮かんできました。この課題に対して、今後、十分な検討の上で、必要に応じて、公共施設等の総量や配置について、以下の考えで対応します。

公共建築物については、老朽化が進んでいる施設が多いことから、地区ごとの人口動向の分析等を行い、公共施設等の適正な量や配置を実現し、コスト削減を図ります。

インフラ資産については、住民等が安心して使用できるよう、計画的かつ予防保全の考え方を取り入れ、安全を確保するとともに、コスト削減を図ります。

また、地域住民や各種団体等との協働も含めた民間活力の導入によって、運用・維持管理費の削減を図ります。

3. 数値目標の設定

公共建築物に関しては、計画期間の20年間で、人口減少率に応じた施設保有量（延床面積）を縮減することを、施設の適正化の指標として設定します。インフラ資産に関しては、計画的かつ予防保全の考え方を取り入れ、安全を確保するとともに、コスト削減を図ることを目標とします。

数値目標

民間活力導入や特定財源確保等に努めつつ、
公共建築物の延床面積を20年間で約35%削減

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針 主要な公共施設等について、法定点検に加え、必要に応じて任意の点検を行い、施設設備の劣化状況、安全性等を把握します。その診断結果をもとに、施設の利用率、効用等を考慮したうえで、各施設の保全対策の優先度を決定します。

維持管理・修繕・更新等の実施方針 利用率、効用、老朽度合等を総合的に勘案し、維持管理、修繕、更新等を実施します。損傷等が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図ります。
また、公共施設等の維持管理に関しては、管理運営の民間委託等も含め維持費などの縮減方法について検討します。

安全確保の実施方針 危険性が認められた施設については、速やかに安全確保の改修及び長寿命化対策などの対応を実施します。

耐震化の実施方針 耐震性を備えた既存の建物に機能を移転させる方法を基本方針として災害に備えます。インフラ資産については、施設ごとに耐震化対策を実施することとします。特に、災害時の輸送等に対応する緊急輸送道路について、健全度診断の結果から優先順位をつけ、順次補強工事を実施していきます。

長寿命化の実施方針 点検・診断等の実施方針により早期に各施設の状態を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底することにより、事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの削減を図ります。今後は、原則として各施設等を耐用年数まで使用することとし、財政負担の抑制と平準化を図ります。

統合や廃止の推進方針 統合することが可能であり将来的に有益と判断される施設については統合を推進することとし、公共施設等の最適化の方策については、可能であれば近隣の自治体と公有財産（施設等）を相互利用するなど、自治体間での連携を図り、広域的な視点からも必要な公共サービスの提供を幅広く検討していきます。

5. 推進体制

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 中長期的な視点での施設整備・管理運営計画には財政措置が不可欠であり、財政計画等との整合性を持たせることが必要となります。予算編成段階から関係事業部署間で連携をとり、公共施設等を経済的かつ効率的に運営していくというコスト意識を全ての職員が共有し、総合的かつ計画的な管理を実施するため、公共施設等に関するデータベースの一元化を進め、利用・運営・コスト状況、現状や点検・修繕などの情報共有を図ることで、効率的な維持管理が出来るよう取り組んでいきます。

フォローアップの実施方針 本計画については、所管部署と連携して定期的に進捗確認を行うとともに、必要に応じ方針や目標の見直しを行います。
また、住民の皆様への積極的な情報開示により、公共施設等の現状や課題を共有し、将来のあり方について意見交換を行いながら、計画を推進していきます。